

増値税法に関連する通達の解説(一)

長期資産に係る仕入増値税額控除の暫定 弁法

2026年2月

第1号

概要

「中華人民共和国増値税法」¹(以下、「増値税法」)は、2026年1月1日から正式に施行されています。また、「中華人民共和国増値税法実施条例」²(以下、「実施条例」)第25条において、初めて「長期資産」という新たな概念を打ち出しました。長期資産とは、一般納税者が取得した「固定資産、無形資産または不動産」を指し、この長期資産に対応する仕入増値税額処理については特別な規定に従う必要があります。

2026年1月30日、財政部と国家税務総局は、「『長期資産に係る仕入増値税額控除の暫定弁法』公布に関する公告」³(財政部 税務総局公告 2026年第15号。以下、「15号公告」)を公布し、一般納税者が取得した長期資産に対応する仕入増値税額の詳細な処理方法を明確化しました。

本稿では15号公告の主要な条項を紹介し、設例を用いて関連条項の適用及び企業への影響を分析します。

詳細内容

「実施条例」第 25 条によると、一般納税者が取得した長期資産に対応する仕入増値税額の処理は以下のとおりです。

- **一般課税方式を用いた課税項目に専用する場合**: 対応する仕入増値税額は全額控除することができる。
- **5 種類の控除不可項目に専用する場合**(簡易課税方式を用いた課税項目、増値税免除項目、控除不可の非課税取引、団体福利または個人消費): 対応する仕入増値税額は控除できない。
- **一般課税方式の課税項目及び控除不可項目に兼用する場合**(以下、「混合用途」):
 - 取得原価が 500 万元以下の単一長期資産: 仕入増値税額を**全額控除**することができる。
 - 取得原価が 500 万元超の単一長期資産: 購入時に仕入増値税額を一旦**全額控除**し、その後の混合用途期間において、調整年数に応じて**控除不可金額を再計算し、年次調整**を行う。

15 号公告では、長期資産に係る仕入増値税額控除に関する具体的な処理方法を、以下のとおり明確化しています。

一、長期資産の定義

「取得」した長期資産とは、直接購入、自社生産、研究開発または建造、投資の受入、寄贈または債務の弁済など、様々な方法によって取得した長期資産を指します。ただし、賃借した長期資産、建設現場に建てられた仮設の建築物・構築物、及び不動産開発企業が自ら開発して棚卸資産として計上された不動産プロジェクトは長期資産に含まれません。

二、取得原価が 500 万元超の長期資産を取得した際、混合用途に用いる場合は、仕入増値税額を一旦全額控除した上で、年次調整を行う

2.1 取得原価が 500 万元超で混合用途となる長期資産の対象範囲

取得原価が 500 万元超で混合用途となる長期資産については、購入時に仕入増値税額を一旦全額控除し、その後の混合用途期間において年次調整する必要があります。具体的には、以下の 2 種類の長期資産が含まれます。

(一)2026 年 1 月 1 日以降に会計制度に基づき資産として認識し、且つ取得原価が 500 万元超の単一長期資産。

(二)2025 年 12 月 31 日までに会計制度に基づき関連する資産として認識し、2026 年 1 月 1 日以降に資産化を伴う改良が行われ、且つ改良完了後の取得原価が 500 万元を超えるもの。

長期資産の取得原価とは、長期資産の取得時における帳簿価額を指します。長期資産の当初認識後に資産化を伴う改良が行われた場合、会計制度に基づいてその取得原価を調整する必要があります。

2.2 年次の「分割調整方法」

ステップ①: 当該年度の混合用途期間における仕入増値税額の分割調整基数を確定する。

当該年度の混合用途期間における仕入増値税額に係る分割調整基数

$$= \text{調整が必要な長期資産に対応する仕入増値税額} \times \left(\frac{\text{当該年度の混合用途月数}}{\text{調整年数} \times 12} \right)$$

調整年数に関する規定: 不動産、土地権利は 20 年。航空機、列車、船舶は 10 年。その他の長期資産は 5 年。

ステップ②: 当該年度の混合用途期間において団体福利または個人消費(以下、「2 種類の控除不可項目」)に用いる場合に対応する仕入増値税額を計算する。

当該年度の混合用途期間における2種類の控除不可項目に対応する仕入増値税額

$$= \text{当該年度の混合用途期間における仕入増値税額の分割調整基数} \\ \times \frac{\text{当該年度の混合用途期間において2種類の控除不可項目の長期資産減価償却費または償却費}}{\text{当該年度の混合用途期間において会計制度に基づき計上した長期資産の減価償却費または償却費}}$$

ステップ③: 当該年度の混合用途期間中、簡易課税方式を用いた課税項目、増値税免除項目、控除不可の非課税取引(以下、3 種類の控除不可項目)に使用した部分に対応する仕入増値税額を計算する。

当該年度の混合用途期間における3種類の控除不可項目に対応する仕入増値税額

$$= (\text{当該年度の混合用途期間における仕入増値税額に係る分割調整基数} - \text{当該年度の混合用途期間における2種類の控除不可項目に対応する仕入増値税額}) \\ \times \frac{(\text{当該年度の混合用途期間における簡易課税方式を用いた課税項目売上高} + \text{当該年度の増値税免除項目売上高} + \text{当該年度の控除不可の非課税収入})}{\text{当該年度の混合用途期間における売上総額} + \text{当該年度の混合用途期間における非課税取引収入総額}}$$

ステップ④: 当該年度の混合用途期間における 5 種類の控除不可項目に対応する仕入増値税額を計算し、翌年 1 月の納税申告期間内に仕入増値税額から減額する。

当該年度の混合用途期間における5種類の控除不可項目に対応する仕入増値税額

$$= \text{当該年度の混合用途期間における2種類の控除不可項目に対応する仕入増値税額} \\ + \text{当該年度の混合用途期間における3種類の控除不可項目に対応する仕入増値税額}$$

PwC の インサイト

取得原価が 500 万元超で混合用途となる長期資産については、取得時に仕入増値税額を全額控除することが可能で、翌年 1 月の納税申告期間内に「分割調整方法」で年次調整を行い、仕入増値税額から減額すればよいとされています。長期資産の概念及びその仕入増値税額控除に関する暫定弁法は非常に斬新なものですが、影響を受ける企業は、2027 年 1 月の納税申告期間内に初年度調整を実施すればよいこととなります。企業におかれては、2026 年内に関連する資料の整理や影響を受ける単一長期資産の特定を行うとともに、台帳の整備や仕入増値税額及び原価への影響を分析するための時間的な猶予が残されています。

三、長期資産の使用途中で用途変更が生じた場合の仕入増値税額の処理

シナリオ①: 長期資産の取得時に仕入増値税額を控除し、その後に非経常損失が発生、または 5 種類の控除不可項目に用途変更した場合、仕入増値税額の振替が必要となる

納税者が仕入増値税額を控除した後、非経常損失が発生、または用途変更により 5 種類の控除不可項目に用いることとなった場合、以下の計算式に従って非経常損失または用途変更が生じた当月に控除不可の仕入増値税額を計算し、当期の仕入増値税額から減額する必要があります。

$$\text{控除不可の仕入増値税額} = \text{長期資産に対応する仕入増値税額} \times \text{純額率}$$

$$\text{純額率} = \text{当月初における長期資産の純額} \div \text{長期資産の取得原価} \times 100\%$$

シナリオ②: 5 種類の控除不可項目に専用したため取得時に仕入増値税額を控除しなかった長期資産について、その後一般課税方式を用いた課税項目に専用または混合用途に変更した場合、仕入増値税額の控除が可能となる

納税者が長期資産を取得し、5 種類の控除不可項目に専用した後に用途変更が生じ、その後は一般課税方式の課税項目に専用または混合用途とした場合、以下の計算式に従って用途変更が生じた当月に控除可能な仕入増値税額を計算します。

$$\text{控除可能な仕入増値税額} = \text{長期資産に対応する仕入増値税額} \times \text{純額率}$$

シナリオ①・②において、500 万元以下の長期資産の純額は会計制度に基づく減価償却／償却後の残高によって確定し、500 万元超の長期資産の純額は以下の計算式によって算出します。

$$\text{長期資産純額} = \text{長期資産の取得原価} \times \left(1 - \frac{\text{取得済長期資産の月数}}{\text{調整年数} \times 12} \right)$$

PwC の インサイト

シナリオ②において、500 万元超の長期資産を混合用途へと転用する場合、用途変更時に上記の計算式で算出した金額をもって仕入増値税額を控除できるとしても、前述の第二部で解説した通り、その後は年次調整を行う必要が生じる可能性が高いと考えられます。長期資産の「取得原価」が 500 万元超か否かの判断に関しては、長期資産の当初認識時の帳簿価額に基づくべきか、長期資産を混合用途へと転用した時点の純額が 500 万元超であるか否かに基づくべきかについては、今後の明確化が待たれます。

四、長期資産の資産化を伴う改良

長期資産の資産化を伴う改良とは、会計制度における資産化の要件を満たす修理、アップグレード、改造、改築、拡張工事、修繕、装飾などを経た長期資産を指します。長期資産の取得後に上記の資産化を伴う改良支出が生じた場合、会計制度に基づいてその取得原価を調整しなければなりません。また、この資産化を伴う改良支出については、対応する仕入増値税額に基づいて長期資産の仕入増値税額を調整する必要があります。

2025年12月31日以前に会計制度に基づき関連資産として計上し、且つ2026年1月1日以降に資産化を伴う改良を行い、改良完了後の取得原価が500万元超となった単一長期資産を混合用途とした場合、混合用途期間中の仕入増値税額の処理においては、以下の2点についてそれぞれ検討しなければなりません。

- 資産化を伴う改良の支出部分に対応する仕入増値税額: 上記第二部の分割調整方法を参照し、控除不可の仕入増値税額を計算して年次調整する。
- 資産化を伴う改良の支出以外の部分に対応する仕入増値税額:
 - a) 混合用途に用いる場合、売上増値税額から全額控除が可能。
 - b) その後に用途変更が生じた場合、上記第三部における2つのシナリオを参照して仕入増値税額の処理を行う。

PwCの インサイト

「資産化を伴う改良の支出以外の部分に対応する仕入増値税額」について、15号公告では「以外の部分」の対象範囲を明確化しておらず、国家税務総局による更なる明確化が待たれます。

五、長期資産の処分

納税者が単一長期資産を全面的に処分し、上記第三部の用途変更が生じた場合、仕入増値税額について対応する調整を行う必要があります。また、単一長期資産の一部を処分する場合、処分時に会計上認識した帳簿価額に基づいて長期資産の処分割合と残余割合の比率を確定し、処分割合の比率に応じて仕入増値税額に対応する調整を行う必要があります。

六、設例を用いた分析

以下の簡易的な設例を用いて、15号公告における長期資産に係る仕入増値税額控除暫定弁法の重要条項の適用、及び企業への影響を分析します。

設例①: X社は2026年1月、税抜取得原価300万元(仕入増値税額は39万元)の生産ライン設備Aを購入し、当月から稼働を開始(2月から会計上の減価償却を開始、減価償却期間は5年)、一般課税方式を用いた課税項目に専用することとしました。2027年2月、非経常損失により設備全体を廃棄しました。

増値税処理分析:

- 2026年1月の購入時、一般課税方式を用いた課税項目に専用することとしたため、仕入増値税額39万元を全額控除した。
- 2027年2月の廃棄時、控除不可の仕入増値税額を計算し、当期の仕入増値税額から減額した。

2027年2月の月初時点における長期資産の純額(会計制度に基づく減価償却後の残高)

$$= 300 - 300 \times 12 \div (12 \times 5) = 240 \text{ 万元}$$

純額率 = 当月初時点における長期資産純額 ÷ 長期資産の取得原価 × 100% = $240 \div 300 \times 100\% = 80\%$

控除不可の仕入増値税額 = 長期資産に対応する仕入増値税額 × 純額率 = $39 \times 80\% = 31.2 \text{ 万元}$

設例②: Y社は2026年2月、税抜取得原価400万元(仕入増値税額は52万元)の生産ライン設備Bを購入し、5種類の控除不可項目に専用するものとして当月から稼働を開始しました(3月から会計上の減価償却を開始、減価償却期間は5年)。2027年3月に設備全体の用途を変更して、一般課税方式を用いた課税項目に専用することとしました。

増値税処理分析:

- 2026年2月の購入時、5種類の控除不可項目専用のため、仕入増値税額52万元は全額控除できず、会計上は設備の取得原価として計上することから、会計上の取得原価は452万元となる。
- 2027年3月に用途を変更して一般課税方式を用いた課税項目に専用することとし、用途変更当月に控除可能な仕入増値税額を算出する。

2027年3月の月初時点における長期資産の純額(会計制度に基づく減価償却後の残高)

$$= 452 - 452 \times 12 \div (12 \times 5) = 361.61 \text{ 万元}$$

純額率 = 当月初時点における長期資産純額 ÷ 長期資産の取得原価 × 100% = $361.61 \div 452 \times 100\% = 80\%$

控除可能な仕入増値税額 = 長期資産に対応する仕入増値税額 × 純額率 = $52 \times 80\% = 41.6 \text{ 万元}$

設例③: Z社は2026年3月、税抜取得原価600万元(仕入増値税額は78万元)の生産ライン設備Cを購入し、当月から稼働を開始し(4月から会計上の減価償却を開始、減価償却期間は5年)、一般課税方式を用いた課税項目(2026年の混合用途期間における売上高は1,000万元)、及び従業員福利(当該設備の20%を従業員福利に使用)及び増値税免除項目(2026年の混合用途期間における売上高は400万元)の混合用途に用いました。当該年度において、その他の増値税関連業務は発生していません。

増値税処理分析:

- 2026年3月の購入時、取得原価500万元超の資産は混合用途に用いているため、仕入増値税額78万元は全額控除可能。
- 2027年1月より年次調整を実施し、以下の分割調整方法に基づいて算出した金額を仕入増値税額から減額する。

ステップ①

2026年の混合用途期間(2026年4月~12月)における仕入増値税額に係る分割調整基数

= 調整対象となる長期資産に対応する仕入増値税額 × (当該年度における混合用途月数 ÷ (調整年数 × 12))

$$= 78 \times 9 \div (5 \times 12) = 11.7 \text{ 万元}$$

ステップ②

2026年の混合用途期間における2種類の控除不可項目に対応する仕入増値税額

= 仕入増値税額に係る分割調整基数 × 当該年度の混合用途期間において会計制度に基づき2種類の控除不可項目に計上された長期資産の減価償却費または償却費 ÷ 当該年度の混合用途期間において会計制度に基づき計上された長期資産の減価償却費または償却費

$$= 11.7 \times 20\% = 2.34 \text{ 万元}$$

ステップ③

2026年の混合用途期間における3種類の控除不可項目に対応する仕入増値税額

= (当該年度の混合用途期間における仕入増値税額に係る分割調整基数 - 当該年度の混合用途期間における2種類の控除不可項目に対応する仕入増値税額) × (当該年度の混合用途期間における簡易課税方式を用いた課税項目の売上高 + 同期間における増値税免除項目の売上高 + 同期間における控除不可の非課税取引収入) ÷ (当該年度の混合用途期間における売上総額 + 当該年度の混合用途期間における非課税取引収入総額)

$$= (11.7 - 2.34) \times 400 \div (1,000 + 400) = 2.67 \text{ 万元}$$

ステップ④

当該年度の混合用途期間における 5 種類の控除不可項目に対応する仕入増値税額

= 当該年度の混合用途期間における 2 種類の控除不可項目に対応する仕入増値税額 + 当該年度の混合用途期間における 3 種類の控除不可項目に対応する仕入増値税額

$$= 2.34 + 2.67 = 5.01 \text{ 万元 (当該金額は 2027 年 1 月の納税申告期間内に仕入増値税額から減額される)}$$

PwC の インサイト

上記の設例は、15 号公告の条文の初期的な解釈に基づいており、このうち多くの技術的なポイントは国家税務総局による更なる明確化が待たれます。15 号公告の最終的な解釈及び適用基準は、今後の国家税務総局による通達に準拠することになります。また、設例の背景は比較的単純なものです。実務においては複雑性を伴う様々な状況が発生し、不確実性のある計算方法に直面する可能性があります。

まとめ

「長期資産」という概念の導入は、企業の財務・税務業務に新たな課題をもたらすことになります。15 号公告の最終パートでは、企業の長期資産に対する日常的な管理方法に関して、増値税額控除証憑の記録・保管や、長期資産の仕入増値税額控除台帳の整備など、具体的な要求が示されています。企業は長期資産のライフサイクル全体にわたってその使用状況を把握した上で、データ集計ロジックの統一化や増値税関連の台帳整備を行う必要があります。また、コンプライアンスに適合した増値税管理を適切に確保するため、必要に応じて税務テクノロジーの活用を検討することが求められます。

新たな法規体系のもとでは、多くの関連政策が相次いで公布されることが予想されます。PwC は増値税の新規定の動向について継続的に注視し、PwC のインサイトを皆様と共有することで、円滑な対応を支援してまいります。

注釈

1. 「中華人民共和国増値税法」(リンク先は中国語)

https://www.gov.cn/yaowen/liebiao/202412/content_6994557.htm

「増値税法」の詳細な解説は、PwC「中国税務・ビジネスニュースフラッシュ」2024 年第 19 号をご参照ください(リンク先は日本語参考訳付き)。

<https://www.pwccn.com/en/tax/publications/chinatax-news-dec2024-19-jp.pdf>

2. 「中華人民共和国増値税法実施条例」(リンク先は中国語)

https://www.gov.cn/zhengce/content/202512/content_7053149.htm

「増値税法実施条例」の詳細な解説は、PwC「中国税務・ビジネスニュースフラッシュ」2025 年第 16 号をご参照ください(リンク先は日本語参考訳付き)。

<https://www.pwccn.com/en/tax/publications/chinatax-news-dec2025-16-jp.pdf>

3. 財政部 国家税務総局「『長期資産に係る仕入増値税額控除の暫定弁法』公布に関する公告」(リンク先は中国語)

<https://fgk.chinatax.gov.cn/zcfgk/c102416/c5247500/content.html>

お問い合わせ

本稿で取り上げた内容が貴社に与える影響などについてご質問などがございましたら、下記のPwC中国税務・ビジネスコンサルティングチーム担当者まで随時ご連絡ください。

原遵華

PwC 中国税務市場主管パートナー

+86 (21) 2323 3495

jeff.yuan@cn.pwc.com

郭鵬

PwC 中国税務市場主管パートナー

+86 (10) 6533 3415

p.guo@cn.pwc.com

陳志希

PwC 中国北部税務主管パートナー

+86 (10) 6533 2022

rex.c.chan@cn.pwc.com

任穎麟

PwC 中国中部税務主管パートナー

+86 (21) 2323 2518

alan.yam@cn.pwc.com

倪智敏

PwC 中国南部税務主管パートナー

+852 2289 5616

jeremy.cm.ngai@hk.pwc.com

中国税務・ビジネスニュースフラッシュ

本稿では、中国または中国大陸は中華人民共和国を指しますが、香港特別行政区、マカオ特別行政区、及び台湾地区はこれに含まれません。

本稿は一般事項に関する記述であり、関連する全ての事項について完全に網羅しているわけではありません。法律の適否とその影響は、具体的・個別な状況により大きく異なります。本稿の内容に関連して実際に具体的な対応をとられる前に、PwC クライアントサービスチームに御社の状況に応じたアドバイスをお求めになれますようお願い申し上げます。本稿の内容は 2026 年 2 月 5 日現在の情報に基づき編集されたものであり、その時点の関連法規に準じています。なお日本語版は中国語版をもとにした翻訳であり、翻訳には正確を期しておりますが、中国語版と解釈の相違がある場合は、中国語版に依拠してください。

本稿は中国及び香港特別行政区の PwC ナショナル・タックス・ポリシー・サービスにより作成されたものです。**PwC 中国税務政策サービス**は専門家により構成されるプロフェッショナル集団であり、現行または検討中の中国、香港特別行政区、シンガポール及び台湾地区の税制及びその他ビジネスに影響する政策を随時フォローアップし、分析・研究に専念しています。当チームは良質のプロフェッショナルサービスを提供することで PwC の専門家をサポートし、また思想的リーダーシップを堅持し、関連税務機関、その他政府機関、研究機関、ビジネス団体、及び専門家、並びに PwC に関心をお持ちの方々とのノウハウを共有いたします。

お問い合わせは、以下の担当パートナーまでお気軽にご連絡ください。

馬龍

TEL: +86 (10) 6533 3103

long.ma@cn.pwc.com

関連する最新のビジネス問題のソリューションは、中国のウェブサイト (<http://www.pwccn.com>) または香港特別行政区のウェブサイト (<http://www.pwchk.com>) にてご覧いただけます。

© 2026 PwC. 普華永道 (PwC 中国) の許可なく配布することを禁じます。普華永道 (PwC 中国) とは、PwC グローバルネットワークにおける中国メンバーファームを指し、場合によっては PwC グローバルネットワークを指します。詳細はこちらの URL をご参照ください: www.pwc.com/structure。

各メンバーファームはそれぞれ独立した別個の法人であり、他のメンバーファームの作為または不作為について一切の責任を負いません。

增值税法配套文件解读（一）： 长期资产进项税额抵扣暂行办法

二零二六年二月

第一期

摘要

《中华人民共和国增值税法》¹（以下简称《增值税法》）已经于 2026 年 1 月 1 日正式施行。《中华人民共和国增值税法实施条例》²（以下简称《实施条例》）第二十五条首次提出了“长期资产”这一新概念。长期资产指一般纳税人取得的“固定资产、无形资产或者不动产”，其对应的进项税额处理需要遵循特殊规定。

2026 年 1 月 30 日，财政部、国家税务总局发布了《关于发布<长期资产进项税额抵扣暂行办法>的公告》³（财政部 税务总局公告 2026 年第 15 号，以下简称“15 号公告”），明确了一般纳税人取得的长期资产对应的进项税额处理的详细办法。

本期《中国税务/商务新知》中，普华永道将介绍 15 号公告的主要条款，用假设案例分析相关条款的应用及对企业带来的影响。

详细内容

根据《实施条例》第二十五条，一般纳税人取得的长期资产对应的进项税额处理如下：

- 专用于一般计税方法计税项目的，对应的进项税额可全额抵扣；
- 专用于五类不允许抵扣项目（简易计税方法计税项目、免征增值税项目、不得抵扣非应税交易、集体福利或者个人消费）的，对应的进项税额不得抵扣；
- 兼用于一般计税方法计税项目和不允许抵扣项目（以下简称“混合用途”）的：
 - 原值≤500万元的单项长期资产可以**全额抵扣**；
 - 原值>500万元的单项长期资产，购进时**先全额抵扣**，此后在用于混合用途期间，根据调整年限计算**不得抵扣金额，逐年调整**。

15号公告明确了长期资产进项税额抵扣的具体操作办法如下：

一、长期资产的定义

“取得”的长期资产，是指以直接购买，自行生产、研发或者建造，接受投资、捐赠或者抵债等各种方式取得的长期资产；不包括租入的长期资产，在施工现场修建的临时建筑物、构筑物，以及房地产开发企业自行开发按照存货核算的房地产项目。

二、原值 500 万元以上的长期资产取得时用于混合用途先全额抵扣，后期逐年调整

2.1 原值 500 万元以上混合用途长期资产的范围

原值 500 万以上混合用途的长期资产，购进时先全额抵扣进项税额，此后混合用途期间需要逐年调整的，包括以下两种长期资产：

（一）2026 年 1 月 1 日后（含当日），按照会计制度开始作为资产核算，且原值超过 500 万元的单项长期资产；

（二）2025 年 12 月 31 日前（含当日）已在会计制度上按照相关资产核算且在 2026 年 1 月 1 日后完成资本化改造，完成后原值超过 500 万元。

长期资产原值，是指取得长期资产时的入账价值。长期资产形成后发生资本化改造支出的，应当按照会计制度调整其原值。

2.2 逐年“分期调整方法”

第一步：确定当年混合用途期间进项税额分期调整基数。

$$\begin{aligned} & \text{当年混合用途期间进项税额分期调整基数} \\ & = \text{需要调整的长期资产对应的进项税额} \times \left(\frac{\text{当年混合用途的月份数}}{\text{调整年限} \times 12} \right) \end{aligned}$$

关于调整年限的规定：不动产、土地使用权，为 20 年。飞机、火车、轮船，为 10 年。其他长期资产，为 5 年。

第二步：计算当年混合用途期间用于集体福利或者个人消费（统称两类不允许抵扣项目）对应的进项税额。

$$\begin{aligned} & \text{当年混合用途期间两类不允许抵扣项目对应的进项税额} \\ & = \text{当年混合用途期间进项税额分期调整基数} \\ & \times \frac{\text{当年混合用途期间按照会计制度计入两类不允许抵扣项目的长期资产折旧或者摊销额}}{\text{当年混合用途期间按照会计制度计提的长期资产折旧或者摊销额}} \end{aligned}$$

第三步：计算当年混合用途期间用于简易计税方法计税项目、免征增值税项目、不得抵扣非应税交易（以下统称三类不允许抵扣项目）对应的进项税额。

$$\begin{aligned} & \text{当年混合用途期间三类不允许抵扣项目对应的进项税额} \\ & = (\text{当年混合用途期间进项税额分期调整基数} - \text{当年混合用途期间两类不允许抵扣项目对应的进项税额}) \\ & \times \frac{(\text{当年混合用途期间简易计税方法计税项目销售额} + \text{当年混合用途期间免征增值税项目销售额} + \text{当年混合用途期间不得抵扣非应税交易收入})}{\text{当年混合用途期间全部销售额} + \text{当年混合用途期间全部非应税交易收入}} \end{aligned}$$

第四步：计算当年混合用途期间五类不允许抵扣项目对应的进项税额，并在次年 1 月纳税申报期内从进项税额中扣减。

当年混合用途期间五类不允许抵扣项目对应的进项税额 = 当年混合用途期间两类不允许抵扣项目对应的进项税额 + 当年混合用途期间三类不允许抵扣项目对应的进项税额

普华永道观察

原值 500 万元以上混合用途的长期资产，取得时可全额抵扣进项税额，仅需于次年 1 月纳税申报期内按“分期调整方法”做年度调整，从进项税额中扣减。虽然长期资产的概念及其进项税额抵扣暂行办法是全新的，受影响企业仅需于 2027 年 1 月纳税申报期内做首次年度调整。企业在 2026 年内尚有时间梳理资料，识别受影响单项长期资产，整理台账并分析对进项税及成本的影响。

三、长期资产使用中途发生用途改变的进项税处理

情形一：取得时已抵扣的长期资产，后期发生非正常损失或专用于五类不允许抵扣项目，需要进项税转出

纳税人已抵扣进项税额后，发生非正常损失，或者用途改变专用于五类不允许抵扣项目的，按照下列公式在发生非正常损失或者用途改变的当月计算不得抵扣的进项税额，并从当期进项税额中扣减：

不得抵扣的进项税额=长期资产对应的进项税额×净值率

净值率 = 当月期初长期资产净值/长期资产原值×100%

情形二：取得时专用于五类不允许抵扣项目因此没有抵扣的长期资产，后期专用于一般计税方法项目或混合用途，可抵扣进项税

纳税人取得长期资产，专用于五类不允许抵扣项目后发生用途改变，后期专用于一般计税方法计税项目或者混合用途，按照下列公式在用途改变的当月计算可抵扣进项税额：

可抵扣进项税额=长期资产对应的进项税额×净值率

情形一和情形二中，500 万元以下长期资产，其净值按会计制度折旧/摊销后的余额确定。500 万元以上的长期资产，其净值按下述公式计算：

长期资产净值 = 长期资产原值 × $(1 - \frac{\text{已取得长期资产月份数}}{\text{调整年限} \times 12})$

普华永道观察

情形二下，若该项长期资产属于 500 万元以上转用于混合用途的，即使在用途改变时可按公式计算的金额抵扣进项税额，也很可能需要按上述第二部分做后期的逐年调整。针对如何判断长期资产“原值”是否超过 500 万元，是基于长期资产原始取得时的入账价值或基于长期资产转为混合用途时净值是否超过 500 万元，有待明确。

四、长期资产的资本化改造

长期资产的资本化改造，是指长期资产经过符合会计制度资本化条件的修理、升级、改造、改建、扩建、修缮、装饰等情形。长期资产形成后发生上述资本化改造支出的，应当按照会计制度调整其原值；同时应根据该项资本化改造支出对应的进项税额，调整长期资产的进项税额。

对于 2025 年 12 月 31 日前已在会计制度上按照相关资产核算、且在 2026 年 1 月 1 日以后完成资本化改造后原值超过 500 万元的单项长期资产，若用于混合用途的，在用于混合用途期间其进项税额的处理应分别考虑以下两部分：

- 资本化改造支出部分对应的进项税额，应参照上述第二部分的分期调整方法计算不允许抵扣的进项税额逐年调整；
- 资本化改造支出以外部分对应的进项税额：a)若用于混合用途的，可以全额从销项税额中抵扣；b)若此后发生用途改变，则参照上述第三部分两种情形做进项税处理。

普华永道观察

对于“资本化改造支出以外部分对应的进项税额”，15 号公告未明确“以外部分”的范围，有待下一步税务总局明确。

五、长期资产的处置

纳税人整体处置单项长期资产，若发生上述第三部分的用途改变，应对进项税额做相应调整。若部分处置单项长期资产，应在处置时按照会计确认的账面价值确定长期资产处置部分和剩余部分的比例，根据处置部分的比例，对进项税额作相应调整。

六、假设案例分析

为便于理解，普华永道用以下假设简单案例分析 15 号公告中长期资产进项税额抵扣暂行办法关键条款的应用及其对企业的影响：

假设业务一：甲企业 2026 年 1 月购进流水线设备 A 不含税原值 300 万元（进项税额 39 万元），当月投入使用（2 月会计开始折旧，折旧期 5 年）并专用于一般计税方法计税项目。2027 年 2 月整个设备发生非正常损失报废。

增值税处理分析：

- 2026 年 1 月购进时，由于专用于一般计税方法计税项目，进项税额 39 万元全额抵扣；
- 2027 年 2 月报废当月计算不得抵扣进项税额，并从当期进项税额中扣减：

2027 年 2 月期初长期资产净值（按会计制度折旧后的余额）= $300 - 300 \times 12 / (12 \times 5) = 240$ 万元

净值率 = 当月期初长期资产净值 / 长期资产原值 $\times 100\% = 240 / 300 \times 100\% = 80\%$

不得抵扣的进项税额=长期资产对应的进项税额×净值率 = 39 x 80% = 31.2 万元

假设业务二：乙企业 2026 年 2 月购进流水线设备 B 不含税原值 400 万元（进项税额 52 万元），当月投入使用专用于五类不允许抵扣项目（3 月会计开始折旧，折旧期 5 年）。2027 年 3 月开始整个设备用途改变专用于一般计税方法计税项目。

增值税处理分析：

- 2026 年 2 月购进时，由于专用于五类不允许抵扣项目，进项税额 52 万元全部不可抵扣，会计计入设备原值，因此会计原值 452 万元。
- 2027 年 3 月用途改变为专用于一般计税方法计税项目，用途改变的当月计算可抵扣进项税额：

2027 年 3 月期初长期资产净值（按会计制度折旧后的余额）= 452 - 452 x 12/(12 x 5) = 361.61 万元

净值率 = 当月期初长期资产净值/长期资产原值×100% = 361.61 / 452 ×100% = 80%

可抵扣进项税额=长期资产对应的进项税额×净值率 = 52 x 80% = 41.6 万元

假设业务三：丙企业 2026 年 3 月购进流水线设备 C 不含税原值 600 万元（进项税额 78 万元），当月投入使用（4 月会计开始折旧，折旧期 5 年）混合用途用于一般计税方法计税项目（2026 年混合用途期间销售额 1000 万元）、职工福利（该设备的 20%用于职工福利）和免征增值税项目（2026 年混合用途期间销售额 400 万元）。当年没有发生其他增值税相关业务。

增值税处理分析：

- 2026 年 3 月购进时，原值超过 500 万元用于混合用途，进项税额 78 万元全额抵扣。
- 2027 年 1 月按年调整，从进项税额中扣减，按以下分期调整方法计算：

第一步：

2026 年混合用途期间（2026 年 4 月至 12 月）进项税额分期调整基数

= 需要调整的长期资产对应的进项税额×（当年混合用途的月份数/（调整年限×12））

= 78 x 9 / (5 x 12) = 11.7 万元

第二步：

2026 年混合用途期间两类不允许抵扣项目对应的进项税额

= 当年混合用途期间进项税额分期调整基数 × 当年混合用途期间按照会计制度计入两类不允许抵扣项目的长期资产折旧或者摊销额/当年混合用途期间按照会计制度计提的长期资产折旧或者摊销额

= 11.7 × 20% = 2.34 万元

第三步：

2026 年混合用途期间三类不允许抵扣项目对应的进项税额

= (当年混合用途期间进项税额分期调整基数 - 当年混合用途期间两类不允许抵扣项目对应的进项税额) × (当年混合用途期间简易计税方法计税项目销售额 + 当年混合用途期间免征增值税项目销售额 + 当年混合用途期间不得抵扣非应税交易收入) / (当年混合用途期间全部销售额 + 当年混合用途期间全部非应税交易收入)

= (11.7 - 2.34) × 400 / (1000 + 400) = 2.67 万元

第四步：

2026 年混合用途期间五类不允许抵扣项目对应的进项税额

= 当年混合用途期间两类不允许抵扣项目对应的进项税额 + 当年混合用途期间三类不允许抵扣项目对应的进项税额

= 2.34 + 2.67 = 5.01 万元 (该金额在 2027 年 1 月纳税申报期内从进项税额中扣减)

普华永道观察

上述假设案例基于对 15 号公告的初步行文理解，其中很多技术点有待国家税务总局进一步明确，15 号公告最终解释和执行口径以今后税务总局文件为准。此外，假设案例的背景较简单，实务中可能出现各类复杂情况面临计算口径的不确定性。

注意要点

“长期资产”这一概念的提出将给企业财税工作带来新的挑战。15 号公告最后部分对于企业长期资产的日常管理提出了具体要求，包括增值税扣税凭证的记录、归档，长期资产的进项税抵扣台账等。企业需要在

长期资产的整个生命周期中跟踪长期资产的使用情况，设计统一取数逻辑，建立增值税台账，必要时可以考虑赋能税务科技，以确保合规、科学的增值税管理。

预期新法规体系下，将很快出台一大批配套政策。普华永道将持续关注增值税进展，与您分享我们的观察，助您从容应对增值税新规。

注释

1. 《中华人民共和国增值税法》

https://www.gov.cn/yaowen/liebiao/202412/content_6994557.htm

关于《增值税法》的详细解读，请参见普华永道《中国税务/商务新知》2024年第19期

<https://www.pwccn.com/zh/china-tax-news/2024q4/chinatax-news-dec2024-19.pdf>

2. 《中华人民共和国增值税法实施条例》

https://www.gov.cn/zhengce/content/202512/content_7053149.htm

关于《增值税法实施条例》的详细解读，请参见普华永道《中国税务/商务新知》2025年第16期

<https://www.pwccn.com/zh/china-tax-news/2025q4/chinatax-news-dec2025-16.pdf>

3. 财政部 税务总局关于发布《长期资产进项税额抵扣暂行办法》的公告

<https://fgk.chinatax.gov.cn/zcfgk/c102416/c5247500/content.html>

联系我们

为了更深入讨论本刊物所提及的问题对您业务可带来的影响，请联系**普华永道中国税务及商务咨询团队**：

原遵华

普华永道中国税务主管合伙人

+86 (21) 2323 3495

jeff.yuan@cn.pwc.com

郭鹏

普华永道中国税务市场主管合伙人

+86 (10) 6533 3415

p.guo@cn.pwc.com

陈志希

普华永道中国内地北部税务主管合伙人

+86 (10) 6533 2022

rex.c.chan@cn.pwc.com

任颖麟

普华永道中国内地中部税务主管合伙人

+86 (21) 2323 2518

alan.yam@cn.pwc.com

倪智敏

普华永道中国南部税务主管合伙人

+852 2289 5616

jeremy.cm.ngai@hk.pwc.com

新知

中国税务/商务专业服务

文中所称的中国指中国内地，不包括香港特别行政区、澳门特别行政区和台湾地区。

本刊物中的信息仅供一般参考之用，而不可视为详尽的说明。相关法律的适用和影响可能因个案所涉的具体事实而有所不同。在有所举措前，请确保向您的普华永道客户服务团队或其他税务顾问获取针对您具体情况的专业意见。本刊物中的内容是根据当日有效的法律及可获得的资料于 2026 年 2 月 5 日编制而成的。这份中国税务/商务新知由普华永道中国税收政策服务编制。**普华永道中国税收政策服务**是由富经验的税务专家所组成的团队。团队致力搜集、研究并分析中国内地、香港地区和新加坡现有和演变中的税务及相关商务政策，目的是协助普华永道税务部专业人员提供更优质的服务，并通过与有关的税务和其它政策机关、学院、工商业界、专业团体、及对我们的专业知识感兴趣的人士分享交流，以保持我们在税务专业知识领域的领导地位。

如欲了解更多信息请联系：

马龙

电话: +86 (10) 6533 3103

long.ma@cn.pwc.com

有关最新商业问题的解决方案，欢迎浏览普华永道 / 罗兵咸永道之网页：<http://www.pwccn.com> 或 <http://www.pwchk.com>

© 2026 普华永道。版权所有，未经普华永道允许不得分发。普华永道系指普华永道网络中国成员机构，有时也指普华永道网络。详情请进入 www.pwc.com/structure。

每家成员机构各自独立，并不就其他成员机构的作为或不作为负责。